

## 議案第13号

### 地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第11条第1項中「及び監事」及びただし書を削り、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条の見出しを「(病院等の設置)」に改め、同条中「の名称」を「及び診療所の名称」に、「大阪市立住吉市民病院」を「大阪市立住之江診療所」に改める。

第21条中「第67条第1項」を「第66条の2第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 平成30年4月1日以後最初に任命される理事長及び副理事長（補欠の理事長及び副理事長を除く。）の任期に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「4年」とあるのは「3年6月」とする。

3 平成30年4月1日以後最初に任命される理事（補欠の理事を除く。）の任期に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「1年6月」とする。

別表 2 建物の表大阪市立住吉市民病院の項中「大阪市立住吉市民病院」を「大阪市立住之江診療所（平成30年4月「大阪市立住吉市民病院」から変更）」に改める。

#### 附 則

1 この定款の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。

2 この定款の一部変更の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、この定款の一部変更による変更後の地方独立行政法人大阪市民病院機構定款第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

監事の任期を改め、理事長、副理事長及び理事の任期の特例を定めるとともに、住吉市民病院の廃止及び住之江診療所の設置を行うこととし、併せて、規定を整備するため、定款の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 地方独立行政法人大阪市民病院機構定款

(役員の任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。）に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。

3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 省 略  
4

(病院 の設置)  
病院等

第17条 法人が設置し、運営する病院及び診療所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

病院及び診療所の名称	所 在 地
省 略	省 略
<u>大阪市立住吉市民病院</u>	<u>大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号</u>
大阪市立住之江診療所	大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第67条 第1項の規定により大阪市から法人に対し出資されたも  
第66条の2

のとされる金額とする。

2 法第67条 第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、第66条の2

それぞれ別表に掲げるものとする。

附 則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 平成30年4月1日以後最初に任命される理事長及び副理事長（補欠の理事長及び副理事長を除く。）の任期に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「4年」とあるのは「3年6月」とする。

3 平成30年4月1日以後最初に任命される理事（補欠の理事を除く。）の任期に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは「1年6月」とする。

別表（第21条関係）

1 省 略

2 建物

施設名等		所 在	延べ面積（㎡）
省 略		省 略	省 略
大阪市立住吉市民病院 大阪市立住之江診療所  （平成30年4月「大阪 市立住吉市民病院」か ら変更）	省 略	省 略	省 略

備考 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略